



4) その他の事業

機構では、環境に関する様々な業務を行っています。これらの業務について、簡単にご紹介します。

PCB 廃棄物処理助成事業

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl の略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。電気を通しにくい、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用されていました。) については、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件 (PCB が混入した米ぬか油による食中毒) が大きな社会問題となりました。



コンデンサ (熱交換器)

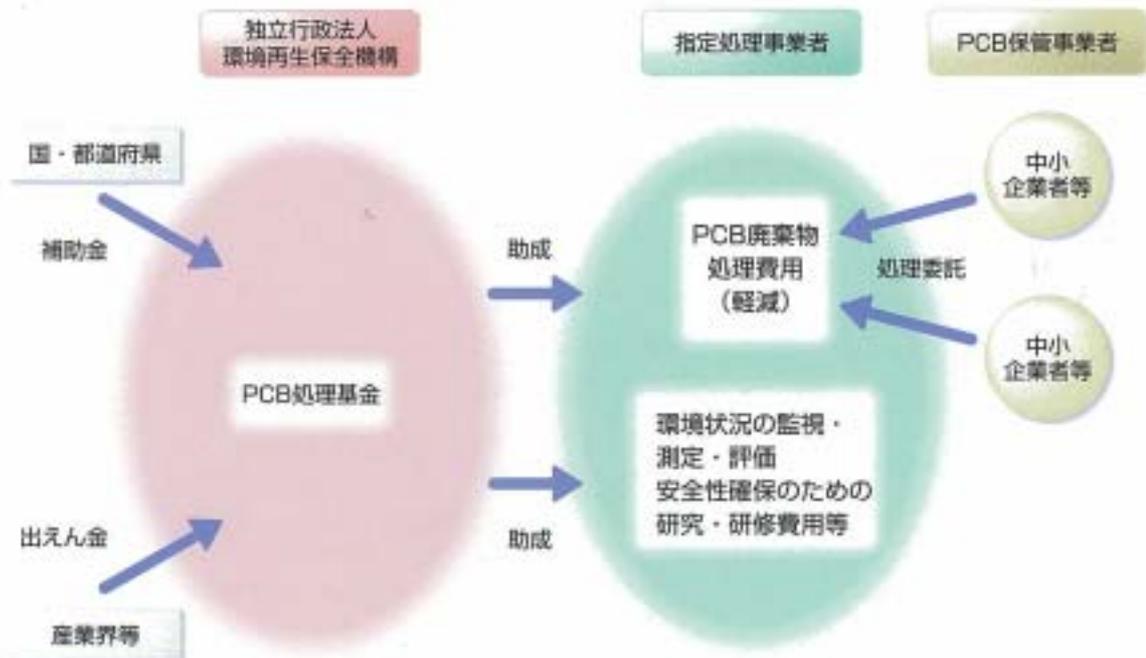
PCB は昭和 47 年に製造が中止されましたが、PCB 廃棄物



トランス (変圧器)

(PCB 入りの電気機器等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けています。そこで、社会的に PCB の早期処理が求められたことから、平成 13 年に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、これにより PCB 廃棄物を保管する事業者は平成 28 年 7 月 15 日までに PCB 廃棄物を処分することが義務付けられました。機構では、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために設置された「PCB 廃棄物処理基金」に係る業務を実施しています。

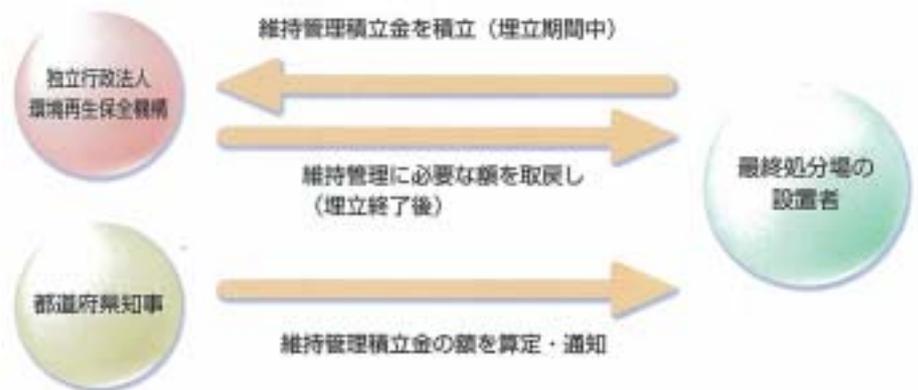
「PCB 廃棄物処理基金」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、環境大臣が指定した PCB 廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修等の促進を図ることを目的として助成を行っています。



最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用を、環境省令で定める最終処分場の設置者が、「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により義務づけられています。

機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



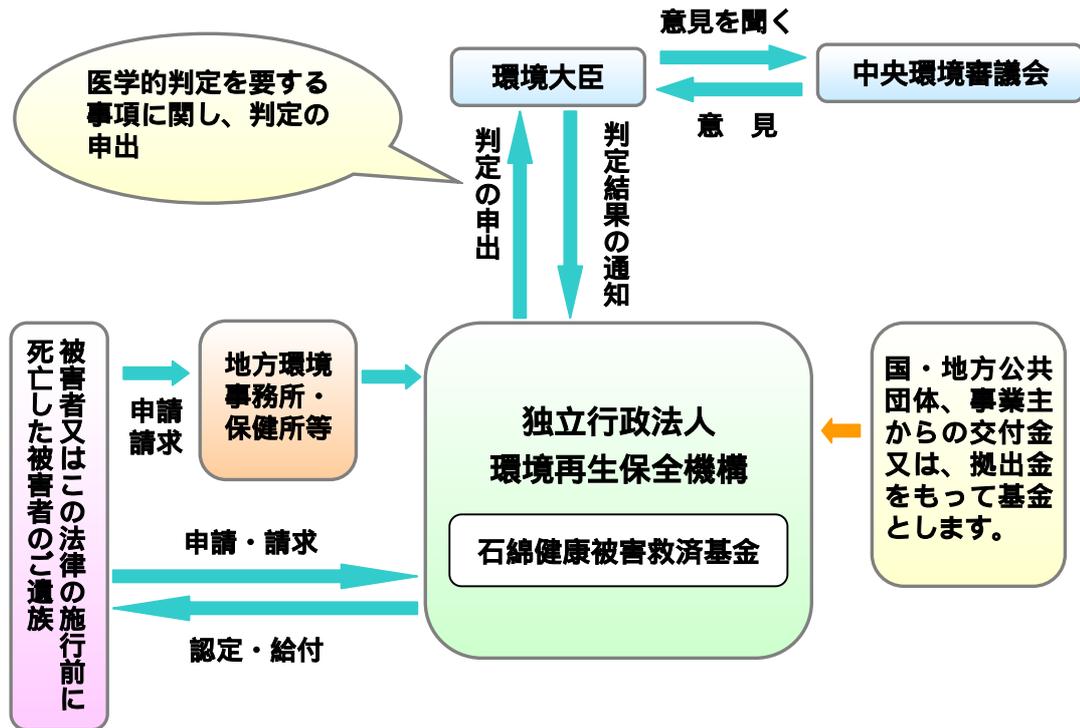
石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済業務では、石綿を吸入して中皮腫や肺がんになられた方や、労災保険の対象とならないご遺族やご家族及び一般の方々を対象として、医療費や葬祭料などの救済給付を行っています。

石綿は、耐熱・絶縁性に優れ、柔らかく加工しやすいことから、建築材料や塗料などさまざまな製品に用いられてきました。1950年代から世界各地で石綿による被害が明らかとなり、日本でも70年代から石綿の使用が規制されるようになりました。しかし、石綿が原因で発症する中皮腫や肺がんは潜伏期間が30～40年と非常に長いため、今後とも被害者が増えることが予想されます。また、石綿が長期間にわたって日本で幅広くかつ大量に使用されてきたことなどから、個々の被害の責任を特定するのが極めて困難であり、何の補償も受けられられずに亡くなる方も少なくありません。そのため、被害者の方々への迅速な救済を図るために平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に係る法律」が施行され、救済制度ができました。本制度にかかる費用は、事業主からの拠出金、国からの交付金及び地方公共団体からの拠出金によって創設された石綿健康被害救済基金より賄われます。

平成17年度は、環境省、厚生労働省と協働して救済制度についての広範な広報活動を行い、制度についての周知を図るとともに、救済給付申請の受付を開始しました。また、機構ホームページに石綿サイトを立ち上げて申請書類のダウンロードを可能にし、相談窓口を設けて制度に関する質問や相談に対応するなど、申請者や請求者へのサービスにも努めています。平成18年度からは、申請者や請求者の個人情報を厳重に管理しつつ、救済給付を行っています。

石綿健康被害救済の概要フロー図



債権管理・回収業務

産業公害を防止するために建設し譲渡した施設（緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業）及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。

コラム（職員の声）

常に3Rを意識し、シンプルに

石綿健康被害救済業務の広報・会計・保健所との窓口などを担当しています。

新規業務なので、常に自分のやっていることを周りの人に伝え、確認を取りながら、周囲の方々との意識の統一を図るように心掛けています。業務が円滑に進むよう、各自がベクトルをあわせて、それぞれできることを確実にこなしていく姿勢に日々感化されています。また、なるべくシンプルに、分かりやすく業務を行っていくことが、無駄を省くことにつながるのではないかと考えています。

3R（Reduce・Reuse・Recycle）を意識し、用紙についても、リサイクルボックスに入れる前に、裏面が利用できないかをもう一度確認するようにしています（リサイクルの前に、まずリデュース・リユースできないかを考えています）。小さなことですが、部門のリサイクルボックスのところに、「裏面利用可能な紙は専用ボックスに投入し、裏面利用促進に努めてください」というポスターを作って掲示しました。皆様のご相談に的確に回答し、少しでも力になっていきたいと日々頑張っています。



石綿健康被害救済部企画調整課
唐澤 竜一郎